8-14
業務参考資料 No.28号

児童福祉施設に勤務する保母等の

労働実態調査結果報告

労働省婦人少年局　婦人労働課

原田

I はじめに

1 調査の目的

この調査は、児童福祉施設に勤務する保母等の労働実態を把握し、婦人労働行政の参考に資することを目的とする。

2 調査の対象

調査対象事業場は325で、その内訳は下表のとおりである。

施設	公立(保母数)	私立(保母数)	計(保母数)	児童福祉施設数(厚生省調)
乳児院	11 (65)	22 (242	33 (307)	127
母子寮	7 (12)	3 (9)	10 (21)	629
保育所	54 (271)	79 (402)	133 (673)	10,822
養護施設	6 (48)	46 (327)	52 (375)	553
精神薄弱児施設	16 (142)	16 (160)	32 (302)	195
盲聾施設	3 (40)	1 (4)	4 (44)	53
育ろうあ児施設	9 (138)	7 (59)	16 (197)	71
虚弱児施設	3 (55)	8 (126)	11 (181)	32
肢体不自由児施設	17 (152)	5 (33)	22 (185)	60
情緒障害児短期治療施設	3 (10)	0 (−)	3 (10)	4
教護院	9 (61)	0 (−)	9 (61)	58
計	138 (994)	187 (1362)	325 (2356)	12,960

3　調査の時期

昭和40年6月～同年10月

4　調査の方法

各婦人少年室の職員による実地調査

5　付　記

児童福祉施設には、「児童福祉施設最低基準（昭23.厚生省令第63号）により各施設におくべき職員が規定されている。たとえば、保育所、養護施設および療育施設（盲ろうあ児、虚弱児およびし体不自由児施設）等には、保母を置くことが規定されており、その他の施設には教母あるいは寮母をおくこととなつておりとくに、保母をおくことを規定していないが、実際は保母をおいている施設が多く、また、これらの教母、寮母等もその職務の内容においては、保母と異なるところはないと認められる。

この調査では、児童福祉施設における保母および寮母、教母等実際上保母と同様の業務に従事している者について、調査したものである。

II　調査結果の概要

1　保母の労働条件

保母の労働条件は、保育所および精神薄弱児通園施設（以下「通園施設」という。）と乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設および教護院（以下「収容施設」という。）とでは労働の態様が異なるので、この調査結果では「通園施設」と「収容施設」別にまとめた。

(1) 所定労働時間

○ 通園施設、1日7～8時間が最も多い。労働時間について1日9時間をこえるものは1件である。

○ 収容施設、1日8～9時間が最も多い。しかし保母が児童と起居をともにする場合には、実働時間は8～9時間であるが、拘束時間は長時間であり、児童の起床から就寝（だいたい6時～21時頃までが多い。）までとなっているものが多い。労働時間が9時間をこえるものは3件で、ともに児童と起居をともにする場合である。

(2) 休憩時間

○ 通園施設

通園施設中、保育所では、休憩時間について労働基

準法（以下「労基法」という。）に違反するものが多く、休憩が全くないか、あるいは労基法の規定より時間が短いものは61件（44％）となつている。保育所においては、休憩の規定があつても児童の給食、雇用等のために事実上休憩できない等その業務の特性から労基法違反となりやすい要素があり問題である。

○ 収容施設

休憩時間が全くないか、あるいは労基法の規定より時間が短いものは14件（7％）である。施設によつては、児童の就学時間などの手待ち時間に臨機に休憩をとつているところが多い。

(3) 時間外労働

○ 通園施設

通園施設では、「時間外労働のあるところ」は36％であり、その時間数は「月10時間以下」が最も多い。特に保母の労働時間は児童側の事情で左右されやすく、母親の都合で児童をつれかえる時刻が遅くなるような場合の時間外労働が多い（その時間はだいたい1時間前後となつている。）。

○ 収容施設

「時間外労働のあるところ」は15%であり、その時間数は「月20時間」までが最も多くなつている。特に盲ろうあ児施設、精神薄弱児施設に時間外労働が多くなつている。

時間外労働について、労基法に違反するものとしては、1日3～4時間の時間外労働を行なつているもの1件である。

(4) 宿　直

通園施設をのぞき収容施設のほとんどが行なつており、その回数は月3回から6回の間が多い。月5回～12回が16件（9%）であり、収容施設における宿直の回数には問題がある。また、夜のみまわりの際、夜尿児あるいは用便を足すものの世話（1晩2～3回程度が多い。）を時間外または深夜に行なうことがあるが、その時間の取り扱いでは、住み込みの保母の通常業務の一環として行なつているところと、宿直の業務の一環として行なつているところとがある。

(5) 休日、休暇

イ　通園施設、収容施設とも休日については、ほぼ法定どおりであるが、収容施設において「休日なし」

が2件あった。

ロ　生理休暇の請求者は、通園施設9%、収容施設2%ときわめて少ない。

ハ　産前、産後休業の請求者はきわめて少ないが、その請求日数はほぼ法定どおりであり、その実情は次のとおりである。

○　通園施設

産前休業の日数は「11日～42日」、産後休業の日数は「5～6週間」が多い。労基法に違反するものとしては、産後休業を1ケ月程度しか与えていないものが2件あった。

○　収容施設

産前休業の日数は「22日～42日」、産後休業は「5～6週間」が最も多い。労基法に違反するものとしては、産後休業を30日しか与えていないもの1件があった。

(6)　賃　金

初任給は次ページ表のとおりであるが、最高額、最低額とも私立より公立が、高くなつている。

保母の場合は、学歴で初任給が異なつてくる場合が

多いので、学歴別に初任給をみてみると、高校卒の保母については、私立は7,000円～17,700円、公立は10,800円～18,830円である。短大卒（保育専門学校も含む。）では、私立10,000円～19,650円、公立は14,000円～19,710円である。4年制大学卒では、私立は17,000円～24,000円、公立は18,580円～25,140円である。

また、保母の賃金の平均は、公立は26,000円、私立は23,000円で、初任給と同様私立より公立が高くなっている。

高校卒		短期大学卒（保育専門学校を含む）		4年制大学卒	
私立	公立	私立	公立	私立	公立
7,000円～17,700円	10,800円～18,830円	10,000円～19,650円	14,000円～19,710円	17,000円～24,000円	18,580円～25,140円

2、保母の属性・勤続年数

平均勤続年数は4.5年、平均年令は26.4才で、女子雇用者の平均勤続年数の3.8年、平均年令の28.2才（勤続年数、年令とも1964年賃金構造基本統計調査による。）

に比して、勤続年数では高く平均年令では低くなつている。

有夫者の割合は37％であり、女子産用者平均の32.9％（1964年総理府統計局労働力調査による。）より高くなつている。

3. 施設側の意見

施設側の意見としては、保母の増員とそのための予算のうらづけを望む意見が多い。現状における保母の労働条件は、時間外労働、宿日直等をはじめとして全般的に労働過重となつているが、解決策である保母の増員については、そのうらづけとしての予算面の苦慮が多い。

改善を希望しているのは次の点である。

(1) 「児童福祉施設最低基準」について、収容人員に対する保母数のひきあげとそのための予算措置。

(2) 賃金の増額 ― 経験年数を賃金体系のなかに入れられる予算の措置。

(3) 施設および福利厚生面の充実

4 保母の意見

各施設に共通する問題として、保母が雑用（洗濯、清掃、給食など。）に追いまわされ、保母本来の仕事がで

ざないという意見が多い。

また、保母の仕事が専門職として評価されるためにも、保母の職務の明確化を望んでいる意見が多く、賃金については、賃金に経験年数を組み入れてほしいという意見が多く、その具体的内容は、次のとおりである。

(1) 保母の職務内容に雑用が多いので、職務の明確化を図ってほしい。

(2) 保母の職業を専門職として評価してほしい。

(3) 休暇をとれるように、代替用員を確保してほしい。

(4) 休憩時間がとれにように人員の増加をしてほしい。

(5) 賃金を増加してほしい。

(6) 住込み制の場合、公私の生活の分離ができるように独立した宿泊施設がほしい。

(7) 私立における昇給、退職金制度を確立してほしい。